

平成28年12月26日

条例第39号

改正 平成29年12月22日条例第21号

令和元年6月21日条例第11号

(設置)

第1条 地域の子どもから高齢者までが集い、住み慣れた地域で生き生きと健康に暮らしていける仕組みの形成とともに、地域の資源を活かし地域内外の交流を通じ、地域社会の活性化を図ることを目的として、南丹市地域活性化センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
南丹市川辺地域活性化センター	南丹市園部町船岡長畑52番地3
南丹市西本梅地域活性化センター	南丹市園部町南八田中山17番地
南丹市新庄地域活性化センター	南丹市八木町船枝才ノ上48番地
南丹市吉富地域活性化センター	南丹市八木町鳥羽鳥栄本11番地
南丹市五ヶ荘地域活性化センター	南丹市日吉町四ツ谷柏木14番地
南丹市平屋地域活性化センター	南丹市美山町安掛上ノ山17番地
南丹市大野地域活性化センター	南丹市美山町三埜南畑28番地

(事業)

第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域住民相互の交流及びコミュニティ活動を振興するための事業
- (2) 地域の資源を活かし地域内外の交流を図るための事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

第4条 センターの開館時間及び休館日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用の許可)

第5条 センター又は附属設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、使用許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を制限し、又は使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設、設備若しくは備品等を滅失し、又は破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他管理上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用の目的を変更したとき。
- (2) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められるとき。
- (3) 使用許可をした後に、工事その他やむを得ない理由により当該使用許可に係る施設の使用を適当でないと認めたとき。
- (4) 災害その他不可抗力の事由によってセンターの使用ができなくなったとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき。

(使用料)

第8条 センターを使用しようとする者は、別表第2から別表第5までに規定する額に、消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課せられる金額に同法に基づき税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課せられる金額に同法に基づき税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額の使用料を納付しなければならない。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第10条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責に帰することができない理由によって当該使用許可に係る施設を使用できなくなったとき。
- (2) その他市長が特に認めたとき。

(使用者の管理義務)

第11条 使用者は、センターの使用に際し、最善の注意をもって管理使用しなければならない。

- 2 使用者は、建物、附属設備、器具その他工作物を破損し、又は滅失したときは、市長が相当と認める額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、センターの設置目的を効果的に達成するために必要と認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせることができる。

- 2 センターの管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手續等は、南丹市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年南丹市条例第238号)の定めるところによる。
- 3 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 第3条に規定する事業を行うこと。
 - (2) センターの使用に関する付随業務(使用の許可、使用料の徴収、使用の停止及び使用許可の取消し等)
 - (3) センターの施設及び設備の維持管理(軽微なものに限る。)に関する業務
 - (4) その他センターの管理に関する業務で市長が必要と認める業務
- 4 指定管理者が行うセンターの管理基準は、第4条から第10条までの規定に定めるところによる。この場合において、これらの適用については、第4条から第7条まで、第9条及び第10条中「市長」は「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第13条 センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条の規定にかかわらず、センターを使用しようとする者は、指定管理者に使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。この場合において、第8条から第10条まで及び別表第2から別表第5までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

2 前項の利用料金の額は、あらかじめ市長の承認を得て、第8条に規定する使用料の額を超えない範囲において、指定管理者が定めることができる。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させることができる。

(秘密保持義務)

第14条 指定管理者又はセンターの業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(個人情報の取扱い)

第15条 指定管理者は、センターの管理に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の南丹市小学校跡施設の利用に関する要綱(平成27年南丹市告示第76号)第7条の規定により市長から使用の許可を受けている者は、この条例の規定により許可を受けたものとみなし、使用料についても、従前の例による。

附 則(平成29年12月22日条例第21号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月21日条例第11号)

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

名称	開館時間	休館日
南丹市川辺地域活性化センター	午前9時から午後5時まで(利用申請に基づき午後10時まで。ただし、運動場を除く。)	(1) 日曜日及び月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 年末年始(12月27日から翌年1月5日まで)
南丹市西本梅地域活性化センター	午前9時から午後5時まで(利用申請に基づき午後10時まで。ただし、運動場を除く。)	(1) 月曜日及び水曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 年末年始(12月27日から翌年1月5日まで)
南丹市新庄地域活性化センター	午前9時から午後5時まで(利用申請に基づき午後10時まで)	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 年末年始(12月27日から翌年1月5日まで)
南丹市吉富地域活性化センター	午前9時から午後5時まで(利用申請に基づき午後10時まで。ただし、運動場を除く。)	(1) 日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 年末年始(12月27日から翌年1月5日まで)
南丹市五ヶ荘地域活性化センター	午前9時から午後5時まで(利用申請に基づき午後10時まで)	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 年末年始(12月27日から翌年1月5日まで)

南丹市平屋地域活性化センター	午前9時から午後5時まで(利用申請に基づき午後10時まで。ただし、運動場を除く。)	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 年末年始(12月27日から翌年1月5日まで)
南丹市大野地域活性化センター	午前9時から午後5時まで(利用申請に基づき午後10時まで。ただし、運動場を除く。)	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 (3) 年末年始(12月27日から翌年1月5日まで)

別表第2(第8条関係)

区分	使用料(円)			
	時間使用料	日使用料	月使用料	年使用料
1室	500	2,500	70,000	840,000

備考

- 1 入場料の徴収の有無にかかわらず、使用者が営業の宣伝その他これに類する目的をもって使用する場合は、表に掲げる額の10割相当額を加算する。ただし、月使用料及び年使用料を除く。
- 2 冷暖房の設備を使用する場合は、表に掲げる額に次の各号に掲げる額を加算することができる。ただし、月単位、年単位で使用する場合は、使用料に月使用料及び年使用料の2割を上限とし加算することができる。
 - (1) 冷房 100円/時間
 - (2) 暖房 100円/時間

別表第3(第8条関係)

区分	使用料(円)		
	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00
体育館	4,000	4,000	4,000

別表第4(第8条関係)

区分	使用料(円)		
	9 : 00～12 : 00	13 : 00～17 : 00	18 : 00～22 : 00 (夜間照明がある場合のみ)
運動場	4,000	4,000	5,000

別表第5(第8条関係)

区分	使用料(円/m ²)
	月使用料
屋外看板	5,000